

なんみんにんていしんせい おこな ひと じょげん 難民認定申請を行 う人への助言

にほん日本におけるなんみんにんていしんせい難民認定申請に関するかん説明及びせつめい難民認定申請を行うおこな ひと人への助言

ねん がつ
(2009年2月)

特定非営利活動法人 難民支援協会

〒160-0004 とうきょうとしんじゅくくよつや東京都新宿区四谷1-7-10 だいさんしかくら第三鹿倉ビル 6階

Tel 0120-477-472 (難民申請者用フリーダイヤル)

03-5379-6003 (難民申請者用ホットライン)

Fax 03-5379-6002

Email: info@refugee.or.jp

<http://www.refugee.or.jp>

目次

I	はじめに～「 <small>なんみん</small> 難民」とは？	3
II	<small>しんせいまえ</small> 申請前 <small>し</small> に知っておくこと.....	4
1.	<small>にほん</small> 日本における <small>なんみんにんていせいど</small> 難民認定制度.....	4
1)	<small>がいよう</small> 概要	
2)	<small>なんみん</small> 難民として <small>にんてい</small> 認定された <small>あと</small> 後の <small>けんり</small> 権利	
3)	<small>にほん</small> 日本での <small>なんみんにんていじっせきすう</small> 難民認定実績数	
4)	<small>なんみんにんていしんせい</small> 難民認定申請	
5)	<small>なんみんちょうさかん</small> 難民調査官の <small>いんたびゅう</small> インタビュー及びその <small>けっか</small> 結果	
6)	<small>いぎ</small> 異議の <small>もうした</small> 申立て	
7)	<small>いぎ</small> 異議の <small>もうした</small> 申立て段階での <small>だんかいいんたびゅう</small> インタビュー及びその <small>けっか</small> 結果	
8)	<small>ぎょうせいしやう</small> 行政訴訟(司法 <small>しんさ</small> 審査)	
2.	<small>なんみんにんていきほんじこう</small> 難民認定の基本事項.....	7
1)	<small>はくがい</small> 迫害とは？	
2)	<small>はくがいげんいん</small> 迫害の原因	
3)	<small>はくがいしやうめい</small> 迫害の証明	
3.	<small>なんみんにんていしんせいやう</small> 難民認定申請用に <small>じゅんび</small> 準備する <small>しよるい</small> 書類.....	9
1)	<small>なんみんにんていしんせいしよ</small> 難民認定申請書の <small>にゆうしゆ</small> 入手	
2)	<small>なんみんにんていしんせいしよ</small> 難民認定申請書の <small>ていしゆつきき</small> 提出先	
3)	<small>なんみんにんていしんせいしよ</small> 難民認定申請書の <small>きにゆう</small> 記入	
4)	<small>ちんじゆつしよ</small> 陳述書の <small>さくせい</small> 作成	
5)	その他の <small>たしやうこしよるい</small> 証拠書類	

4. 仮滞在.....	11
5. 人道配慮による在留特別許可.....	12
6. 退去強制手続.....	12
1) 違反調査・違反審査	
2) 仮放免許可申請・仮放免	
3) その後の手続	
III Q & A.....	15
付録 I 日本語句集.....	20
付録 II 住所・連絡先.....	21

I はじめに～「難民」とは？

難民とは、以下の人々と定められています(1951年難民の地位に関する条約第1条A(2))。

「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」。

(下線は難民支援協会による)

難民条約のもとで、難民として認定されるには4つの条件を満たしている必要があります。

- (1) 出身国の外にいる。
- (2) 迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する。
- (3) その恐怖は人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由としている。
- (4) そのような恐怖を有するために出身国の保護を受けることができない、又はそれを望まない。

誰が難民認定をするのか？

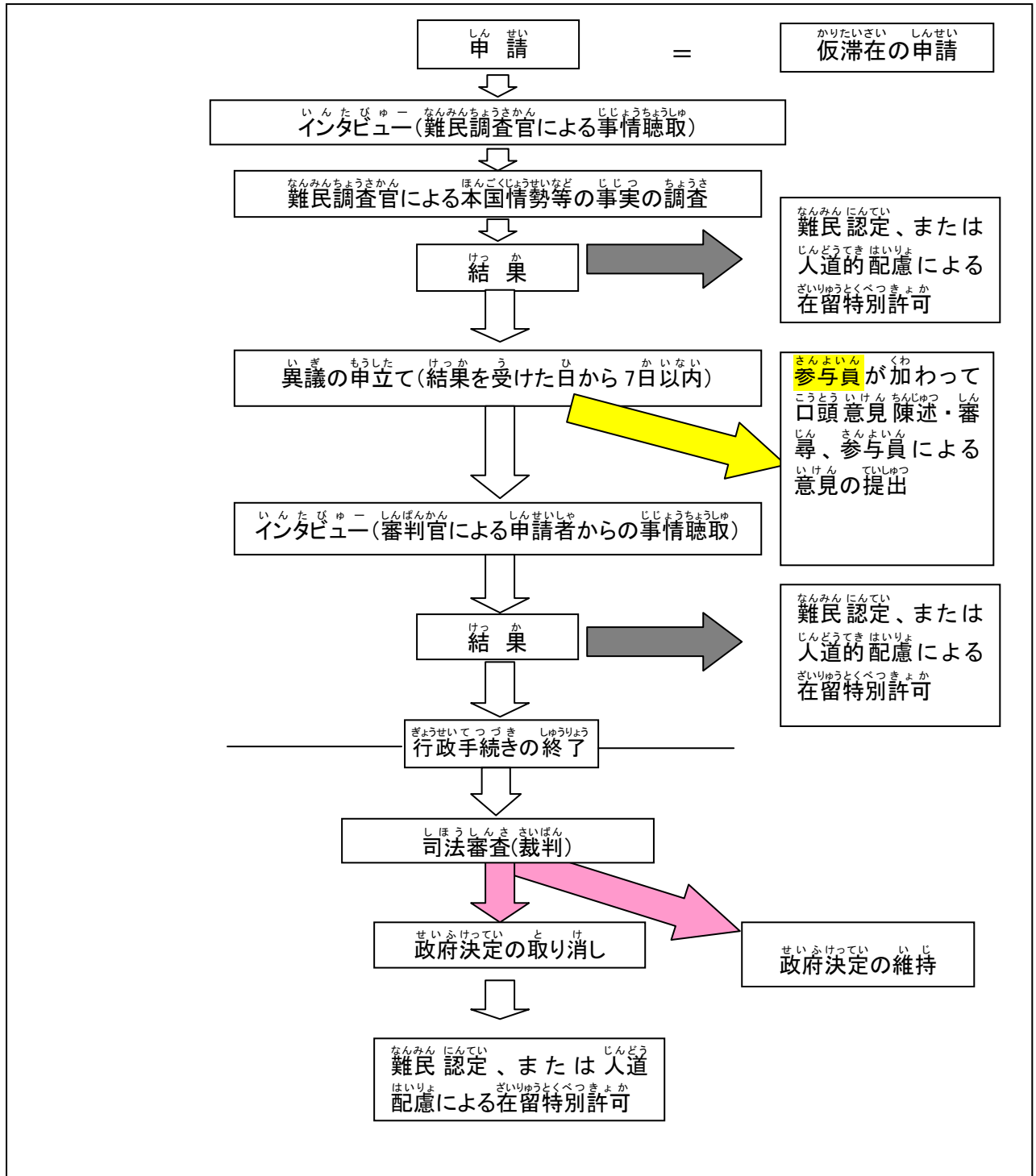
難民としての地位を認定する責任は日本国政府にあります。以下に難民認定手続について説明します。

II 申請前に知っておくこと

1. 日本における難民認定制度

1) 概要

日本は 1981年に難民条約に加入しています(82年に発効)。国内法では、「出入国管理及び難民認定法」(以下入管法)に、難民認定申請手続を定めています。



* 難民認定手続については、入国管理局が用意している冊子「難民認定手続案内」(日本語、英語、中国語、仏語、アラビア語、トルコ語、ビルマ語、ウルドゥ語、ペルシャ語、露語、韓国語、タリ語、パシュトゥー語)で説明がなされています。

2) 難民として認定された後の権利

難民として認定された場合、以下のような保障や便宜が与えられます。

- 本国への不送還： 本国に送り返されることがありません。
- 在留資格の付与： 超過(不法)滞在・非正規(不法)入国の場合または短期滞在の在留資格の場合でも、通常、長期間滞在や就労が可能となる定住者資格が与えられます。
- 難民旅行証明書： パスポートの代わりに証明書の交付を申請できます。これにより外国への旅行が可能になります。
- 諸権利の付与： 健康保険への加入や困窮時には生活保護の利用が可能です。また、就労・就学などで、内国民(日本在住の日本国民)と同等の待遇が受けられます。

3) 日本での難民認定実績数

以下の表で示されているのが、近年の日本における難民認定における実績数です。

(法務省入国管理局統計より)

ねんど 年度	しんせい 申請	にんてい 認定	ふにんてい 不認定	と 取り下げ	じんどうほいりよ 人道配慮による ざいりゅう 在留
1982	530	67	40	59	
1983	44	63	177	23	
1984	62	31	114	18	
1985	29	10	28	7	
1986	54	3	5	5	
1987	48	6	35	11	
1988	47	12	62	7	
1989	50	2	23	7	
1990	32	2	31	4	
1991	42	1	13	5	7
1992	68	3	41	2	2
1993	50	6	33	16	3
1994	73	1	41	9	9
1995	52	1(1)	32	24	3
1996	147	1	43	6	3
1997	242	1	80	27	3
1998	133	15(1)	293	41	42
1999	260	13(3)	177	16	44
2000	216	22	138	25	36
2001	353	24(2)	316	28	67
2002	250	14	211	39	40
2003	336	6(4)	298	23	16
2004	426	9(6)	294	41	9
2005	384	31(15)	249	32	97
2006	954	22(12)	389	48	53
2007	816	37(4)	446	61	88
2008	1,599	40(17)	791	87	360
Total	7,297	443(65)	4,399	671	882

注) ()内は、「異議の申立て」段階で認定された人数で、合計に含まれていない外数です。

4) 難民認定申請

難民認定申請の期間について制限する規定はありません。もっとも、仮滞在の資格があるとされるためには、日本に上陸した日(日本にいる間に難民となる事由が生じた人については、その事実を知った日)から6ヶ月以内に難民認定申請の書類を提出しなくてはならないことに注意してください。しかし、6ヶ月以内に申請できなかったことについてももっともな理由があると思われる場合には、仮滞在が認められることがあるでしょう。(詳細については4章を参照)。

5) 難民調査官のインタビュー及びその結果

難民認定申請後、入国管理局の職員である難民調査官からインタビューへの呼び出しがあります。インタビューは1回から数回行われます。弁護士・知人等がインタビューに同席することは認められていません。その後、難民認定とするか、不認定とするかという結果が通知されますが、インタビューへの呼び出しや結果通知までに、数ヶ月を要することがあります。

6) 異議の申立て

5)の結果が「不認定」であった場合、異議の申立て(再審査請求)をすることが出来ます。異議の申立ては難民不認定通知を受けた日から7日以内(難民の認定をしない処分(不認定処分)の決定年月日から起算するのではなく、結果を告知された日から起算します)に、異議申立書に不服の理由を記載し、不服の理由を示す資料を添えて法務大臣に対して提出することにより行います。理由や資料は追加可能ですが、異議申立書自体は7日間以内に提出しなければなりません。異議の申立ての用紙は、通常は難民の認定をしない処分の通知の際に渡されますが、渡されない場合には入国管理局で交付を請求してください。

7) 異議の申立段階でのインタビュー及びその結果

異議申立人がインタビュー(口頭意見陳述・審尋)を希望すれば、入国管理局の審判部門からインタビューへの呼び出しがあります。インタビューは通常1回です。この異議申立段階のインタビューには、弁護士等の立会が可能です。現在、新しい手続においては、異議申立てにおいて、難民審査参与員の加わった審尋を求めることができます。異議申立ての日から6週間以内に、口頭意見陳述のための申述書を提出しなければなりません。審査参与員の加わった口頭意見陳述及び審尋は、通訳時間、参与員からの質疑応答を含めて2時間程度予定されています。実施にあたっては、録音等の記録方法が採用され、補佐人や参加人という位置づけで、申立人の友人や関係者がインタビューに参加し、意見を述べることができます。この場合、入国管理局に書面を提出して、誰がインタビューに出席するのかを知らせなければなりません。

インタビューの後、異議の結果を通知されます。不認定処分が誤りであったとされれば、あらためて難民としての認定がなされますが、不認定処分が正しい(異議の申立てに理由がない)とされた場合、難民認定手続上、二度目の異議の申立てはできません。

8) 行政訴訟(司法審査)

異議の申立てに理由がないとされた場合、司法審査を求めることができます。申請者は、異議の結果を知った日の翌日から6か月以内(この場合の6ヶ月とは、たとえば1月10日に通知を受けたら、7月10日までです。但し、最終日が国民の休日なら翌日になります)に訴訟の提起をしなければいけません。

なお、難民不認定処分の取消を請求する訴訟を提起する場合、裁判所に通常8200円の印紙と、6400円程度の郵券(郵便切手)の予納を求められます。

また、このほかに裁判で法廷通訳が必要になった場合には数万円の通訳料の予納を求められます。これら訴訟費用を納める資力がない場合には、訴訟の提起の際に訴訟救助の申立を併せて行うこととなります。

訴訟の提起は、1次不認定の段階で異議と並行してすることもできます。

2. 難民認定の基本事項

以下は難民申請の準備をする際に役立つと思われる情報です。

1) 迫害とは？

UNHCR難民認定基準ハンドブックによると、普遍的に受け入れられる“迫害”の定義は存在していません。難民条約の第33条からみると、迫害とは人種、宗教、国籍、政治的意見又は特定の社会的集団の構成員である事を理由とする生命又は自由に対する脅威であると推論されます。同様の理由によるその他の重大な人権侵害も迫害を構成すると考えられます。

加えて、難民認定申請者は、それ自体としては迫害と言えないような様々な措置(例えば様々な形態の差別)またはその他の不利な要因(例えば出身国の一般的に不安定な状況)と結びついた措置の対象になっていたかもしれません。こうした状況のもとでは、関連する要因を一緒にして考えると、申請者の内心に「累積された根拠」により迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有したと言う主張を十分に正当化できる結果となることもあるでしょう。言うまでもなく、どのような累積的な根拠が有効な難民の地位の主張となるかについて一般的な原則を明言することはできません。これは必然的に、特定の地理上、歴史上、及び民族上の文脈を含んだすべての事情によることになるでしょう。

例えば迫害には次のようなことを含みます：

生命・身体、安全及び自由に対する脅威(人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会的集団の構成員であることによる)

- 身の危険；申請者が自国にて当局による攻撃の対象であった場合など。
- 逮捕・拘禁；手続自体が合法か違法かは、問わない。また警察・治安部隊・ゲリラ集団のいずれによるものであっても、政府が自国民を保護する意思又は能力をもっていないことが証明できる場合は、「迫害」に含まれる。逮捕・拘禁を現実にした場合のみならず、これらをされそうになって逃れた場合なども含む。
- 拷問；一般的に“拷問”と考えられるもの以外の状況も多数含む。例えば、収容時に食事

すいみんじかん あた ばあい ごうもん
や睡眠時間を与えられない場合も拷問にあたる。

- 脅迫; 申請者本人、又はその家族、友人が直接脅迫された場合など。
- 失踪; 申請者本人、又はその家族・友人が誘拐により失踪した場合など。

けいざいできせいかつ ざいさん あんぜん じゆう かんする 経済的生活・財産の安全・自由に関するもの

- 財産の没収
- 就労の禁止・就労機会の剥奪
- 教育機会の剥奪

た その他

- 特定宗教への改宗・帰依の強制
- 特定政党への加入、特定政党からの脱退の強制

2) はくがい げんいん 迫害の原因

- 人種; 民族、部族、氏族を含む。
- 宗教
- 国籍
- 政治的意見; あらゆる政治的発言、政治活動を含む。
- 特定の社会的集団の構成員; 通常、類似のバックグラウンド、習慣、社会的地位をもつ人々からなる集団とされ、ある特定の社会的集団に所属していることだけでは難民の地位を主張するに十分でないと言われる。但し、特別に、単に所属していることが迫害のおそれの十分な根拠となる場合もある。

3) はくがい しょうめい 迫害の証明

なんみんにんていきじゆん はんどぶくく によると 申請者に立証責任があります。具体的には申請者は以下のことをしなければなりません。

- 1) 事実を立証するにあたり、真実を述べ、かつ審査官を十分に助けること
- 2) 入手しうる証拠により自らの陳述を補強するとともに証拠が欠如している部分については納得しうる説明をするよう努めること。必要なときは追加の証拠を入手するよう努力すること。
- 3) 審査官が関連する事実を確認することができるのに必要な程度に詳細に自らの過去の経験に関する情報を提供すること。主張のすべての詳細において一貫した説明すること。

しんせいしゃ じぶん けけん じょうたい りゆう にほんせいふ しょうさい せつめい こと ひじょう じゆうよう
申請者は自分が危険な状態にある理由を日本政府に詳細に説明する事が非常に重要です。
しんせいしゃ こくせきくに また きよじゆうこく せいふ じんけん しんがい また じょうせい ぜんぱんてき ふあんてい
申請者の国籍国(又は居住国)政府が人権を侵害する、又は情勢が全般的に不安定である、と
いっけん かん じゆうほう ていきょう しゆうちゆう しょうさい いっかん せつめい
いうだけでは十分な理由にはなりません。申請者本人が迫害対象とされる具体的な理由を説明し
なけれなければならないのです。尚、入国管理局に提出する書類とは別に、記録用として、コピーを1
せつと ほう よ
セットとおいた方が良いでしょう。

3. 難民認定申請用に準備する書類

次の提出書類を用意してください。

難民認定申請書を一部(A4サイズ9枚)

陳述書を一部(必ず提出しなければならないわけではありませんが難民認定審査において重要です。様式自由。)

その他難民であることを証明する資料

申請者本人の写真を2枚(5センチ×5センチ、脱帽、正面向き、最近2ヶ月以内に撮影したもの。)(在留資格がない場合は3枚)

申請するには以下の書類を提示する必要があります。

旅券、渡航証明書もしくは在留資格証明書(所持している場合)

外国人登録証明書(所持している場合)

仮放免許可書(所持している場合)

記録用として、これら一式のコピーを保持しておくとい良いでしょう。

1) 難民認定申請書の入手

神奈川県を除く関東甲信越地域(東京都、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、長野県、新潟県)に住んでいる場合、難民認定申請書は、品川(天王州アイル)の東京入国管理局3階の難民調査部門にて入手可能です。そちらまで出向き、難民認定申請希望者である旨を伝えてください。

また、法務省のウェブサイトでも申請書(PDFファイル)を入手することができます。

(<http://www.moj.go.jp>).

申請書が入手できなかった場合、難民支援協会まで連絡してください。こちらでも申請書を用意しています。

※「神奈川県を除く関東甲信越」以外の場合は、付録Ⅱで各地方の入管所在地を確認してください。なお、入国管理局収容施設などに収容中の人は、その施設等の職員に申立て申請書を手入してください。空港で難民申請に関する情報を求める場合には入国管理局職員に問い合わせてください。または難民支援協会(TEL 03-5379-6003)か UNHCR(TEL 03-3499-2075)に問い合わせる事もできます。

2) 難民認定申請書の提出先

申請書は入国管理局の難民調査官へ提出してください。申請書が受理されると「受理票」が交付されます。受理票は通常、旅券に綴じられます。この受理票には申請番号が記されています。受理票を受け取ることは非常に重要です。職員が申請書を受け取った場合でも、受理票が交付されなければ正式な受理とみなされないことがあります。また、この受理票は難民認定手続きが終了するまで、大切に保持して下さい。

3) 難民認定申請書の記入

申請書を記入する際には、記入欄の限られたスペースに全てを記す必要はありません。記入欄の大きさに合わせて「陳述書記載の通り」、もしくは「陳述書を参照のこと」とだけ書き入れ、詳細を記した別紙を添えることも可能です。

4) 陳述書の作成

陳述書は申請書類の重要な一部です。陳述書により、帰国不可能であるとする状況の詳細の説明を行います。陳述書では以下のことを説明してください：

1. 迫害状況の詳細 - どのような迫害が行われ、申請者本人がどのようなことを経験したのか。
2. 迫害の理由 - なぜ申請者本人が迫害されたか、またなぜ迫害される可能性があるのか。
3. 現状 - 帰国した場合、迫害される可能性があること。
4. 上記1～3についての詳細説明 - 本人の経験だけでなく、その家族、友人、所属団体の例も挙げて説明すること。

陳述書にはなるべく詳細な状況を記してください。出生から現在に至るまでの状況(必要な場合は家族や親戚のことも)を記述する必要がありますが、実際に受けた(あるいは受けるおそれがあった)迫害に関する記述が最も重要となります。氏名、日付、場所、事実経過などの具体的記述も重要です。実際、申請者本人が経験した事柄、そして実際に危険な状況にさらされている理由を具体的に書いてください。

陳述書には、「5W1H」(いつ、どこで、誰が、何を、誰に対して、どのようにして)に留意した上で、申請者本人(又は近親者等)が経験した事柄、また本国に留まった又は今後送還された際に申請者の身に生じるであろう事柄を記述してください。申請書と共に提出する証拠に関しても言及してください。一般的状況だけではなく、申請者本人が経験した事実(近親者等から見聞きした事実も含む)にむしろ重点を置いて書くよう注意してください。記述内容の詳細は全て、インタビュー時に入国管理局の難民調査官が検証します。

陳述書は詳細を記す必要があるため、長くなるのが普通です。最も重要なのは申請者本人が保護を必要としている具体的な理由を説明することです。

陳述書のコピーは必ず控えておくようにしてください。陳述書は難民申請の根幹をなす、重要な書類です。インタビューで陳述書と矛盾したことを言うと、不利益になる可能性があります。

5) その他の証拠書類

難民認定を受けるには、自らの主張内容を立証しなければなりません。そのために、本国に帰国した際に迫害される可能性を証明する証拠を入手してください。当然、証拠の入手は難しいと思われます。とくに証拠となるような資料を全くまたはほとんど所持していない場合なおさらでしょう。しかし、主張内容を証明するためには、出来る限り多くの資料をそろえることが大切です。小さな事柄や、無関係(重要ではない)と思われるものであっても、証拠として提出すべきであるということが重要です。難民調査官による証拠提出要請があるなしにかかわらず、自ら出来る限りの証拠を集め、提出するようにしてください。

例えば、以下のようなものが証拠として有効なものと思われます。

- 申請者本人の活動状況や実際に受けた迫害に関する新聞記事や雑誌記事等
- 申請者本人の政治的意見を掲載している記事等

- 申請者に対する本国政府の指名手配書や逮捕状等、迫害する意思が表明されている書類
- 所属団体の会員である証明(申請者が会員である及び団体内での地位・活動を証明する書状など)
- 申請者の主張内容に関連のある身分証明書、学生証など。
- 外国政府 機関・人権 団体 発行の 報告書 など。たとえば、アメリカ 国務省、アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)、ヒューマンライツウォッチ(Human Rights Watch)の報告書など。国内 団体、また 自国 以外の 国で 難民 によって 設立 された 団体 などによる 報告書 も可。

全ての書類が申請者本人について詳しく言及したものである必要はありません。例えば、申請者の所属団体が作成した証明書に、申請者の氏名や団体内での地位等が明記されている上で、本国内で申請者が実際に経験した事柄も記されていれば望ましいのですが、一般の新聞記事であれば、申請者本人について言及したものでなくても構いません。申請者と同じ団体に所属する人々が迫害を受けている、という記事でも十分です。人権団体の報告書に関しても同様です。申請者本人の氏名が報告書に記載されていなくても、重要な資料となります。申請者と似たような状況にある人が迫害されていたという内容の報告書であれば、十分提出に値する資料となり得ます。これらの資料は申請者が帰国不可能な状況にあることを証明するのに役立ちます。翻訳されていない資料であっても、必ず提出してください。もちろん日本語訳を添付された資料が最も望ましいのですが、英語、その他の言語にかかわらず、未訳でもとにかく全ての資料を難民調査官に提出することが大切です。

重要書類の原本は自分の手元に保管し、コピーの方を難民調査官に提出するよう心がけてください。難民認定申請時またはインタビュー時に資料の原本を難民調査官に提示し、コピーと原本が同一のものであることを確認してもらってください。原本の資料の提出はしないでください。

4. 仮滞在

不法滞在者等の在留資格未取得者から難民認定申請があったときは、申請者の法的地位の安定を図るため、一定の要件を満たす場合には仮滞在が許可されるでしょう。仮滞在の許可を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- (1) 当該外国人が強制退去になるような特別な事情のもとにあると疑われるような合理的根拠がないこと
- (2) 当該外国人が日本に上陸した日(日本にいる間に難民となる事由が生じた人については、その事実を知った日)から6ヶ月以内に難民認定申請を行っているとき
- (3) 迫害を受ける恐れのあると知られている領域から直接日本に入国したとき
- (4) 当該外国人が日本に入国後、刑法や他の法に違反する罰として懲役、あるいは禁固の刑に処されていないこと
- (5) 当該外国人に対して、まだ退去強制令書が発付されていないこと
- (6) 当該外国人に、逃亡する合理的な疑いがないこと

「直接日本に入国」という言葉については、多くの庇護希望者にとって、出身国から日本に「直接」来ることは難しいため、柔軟に解釈される可能性があります。どうして日本に「直接」入国することができたのか、理由を詳細に説明することができます。

仮滞在期間は原則として3ヶ月です。仮滞在期間の更新は、許可期限の10日前から申請することができます。この仮滞在許可期間中は、身柄の拘束がなく、退去強制手続が停止されます。

仮滞在が認められれば、仮滞在の許可が取り消されるまで退去強制手続は停止されますが、仮滞在が認められなかった場合は、退去強制手続は停止されず、退去強制令書が発付される可能性があります。しかし、難民認定の申請が法務省で調査されている間に、強制送還されることはありません。

5. 人道配慮による在留特別許可¹

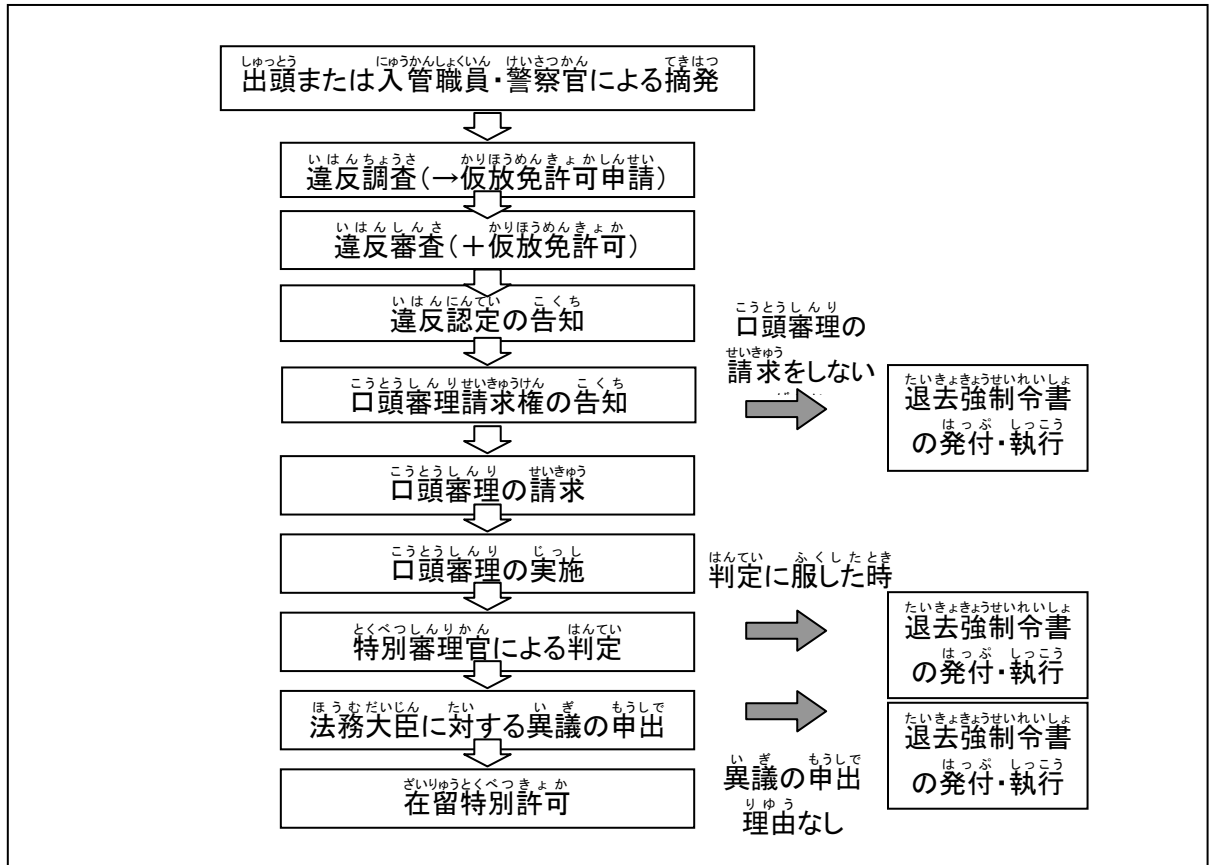
難民認定申請が、不認定処分となっても、在留特別許可が認められる場合があります。出入国管理及び難民認定法によれば、日本における滞在が認められる特別の理由があれば、在留が認められます。一方、「特別の理由」を判断する明確な基準は明らかにされていません。法務省は、一般的に申請者の i) 過去の記録、ii) 家族構成、iii) 出身国の状況等の事情を考慮すると考えられています。難民認定申請については不認定とされた庇護希望者が、紛争中の国から来たという事実のために、在留が認められた事例が報告されています。

難民認定申請した場合は、難民認定申請の中で在留を特別に許可される必要性が考慮されるため、従来のように退去強制手続の中で在留特別許可が考慮されないことに留意してください。

6. 退去強制手続

難民不認定の処分を受けたり、前述の在留特別許可を受けられなかった場合、入国管理局の違反調査担当部門より出頭要請通知が書面で送られて来たり、電話がかかってくる場合があります。この出頭要請は、難民認定に関するものではなく、超過滞在又は非正規入国の理由を調査するために行われているもので、退去強制手続の一環です。退去強制手続全体は、多くの場合、次のような手順で行われます。(入管法27条から55条参照)

¹ 在留特別許可とは、在留資格がない外国人に、法務大臣が特別の事情を認めて在留を許可する制度で、新たに在留資格が与えられます。



1) 違反調査・違反審査

最初に、(東京入国管理局の場合は、6階の調査第三部門及び違反調査部門において、)違反調査・審査のインタビューを受けることとなります。この時、入国警備官・審査官に帰国できない事由を述べてください。

2) 仮放免許可申請・仮放免

外国人の入管法違反が認められた場合、通常は収容されることとなります。仮放免とは、収容しない(収容を解く)代わりにいくつかの条件を課すもので、刑事手続における保釈に似た制度です。仮放免を受けた外国人は以下に従わなくてはなりません。

1ヶ月から3ヶ月に一度、入国管理局へ出頭すること

居住している都道府県を出ないこと(ただし申請すると旅行などの許可を得ることができます)。

住居を変えるときは届け出ること(事前届出が建前ですが、届出時期は厳格ではありません。ただし、本当にその届け出た住所地に住んでいる証明として賃貸借契約書などを確認されることがあります)。

また、これらの条件を守ることの保証として、保証金の納付と、保証人を立てることを求められます。保証金は、逃亡しない限り、手続終了後(例えば送還のための収容、または在留資格の取得後)返されます。保証人は、実際上の負担(賠償などの責任)はありませんが、本人に条件を守らせることを誓約させられます。

仮放免申請をすると保証金を納めることを指示されます。保証金は、上限は 300万円ですが、

じっさい きんがく ここ こと いちがい い こうがく ほしやうきん
実際の金額は個々のケースによってかなり異なるため、一概には言えません(高額の保証金を
しはら はあい にゆうこくけいびかん げんがく こうしやう
支払えない場合、入国警備官と減額を交渉してみてください)。

ほしやうきん しはら かりほうめんきよかしよ わた あと てつぎ つぎ いはんしんさ だんかい
保証金を支払うと、「仮放免許可書」が渡されます。この後、手続は次の違反審査の段階へと
すす
進みます。

かりほうめんきよか いちどう きよか たいきよきやうせいてつぎ しゆうりやう けいぞく
仮放免許可を一度受ければ、その許可は、退去強制手続がすべて終了するまでは継続され
るのが通常です。また難民認定申請中の者が呼び出しを受け、または自主的に出頭して退去
つうじやう はあい なんみんにんていしんせいちゆう もの よ だ う じしゆてき しゆうつどう たいきよ
強制手続がはじまった場合であっても、難民認定手続がすべて(異議申立ての手続も含む)
きやうせい てつぎ さいしゆうほんだん だ つうじやう
終了するまでは退去強制手続の最終判断を出さないことに通常なっていますので、結果として
つうじやう なんみんにんていてつぎ しゆうりやう かりほうめんきよか つつ
通常、難民認定手続がすべて終了するまでは仮放免許可が続くこととなります。

3) その後の手続

にゆうこくけいびかん しんさかん いはんちやうさ しんさ けつか ふほうたいざい ふほうにゆうこく がいどう ほんだん
入国警備官・審査官による違反調査・審査の結果、「不法滞在」「不法入国」に該当すると判断
された場合は、特別審理官の口頭審理(インタビュー)を請求することができます。この口頭審理
はあい とくべつしんりかん こうとうしんり いんたひゆう せいきゆう こうとうしんり
には弁護士および知人が立ち会うことができます。口頭審理で同じ判断がされ、その結果に不満
べんごし ちじん た あ こうとうしんり おな ほんだん けつか ふまん
がある場合、法務大臣(地方入国管理局長に権限が委任されている場合もあります)による再審
はあい ほうむだいじん ちほうにゆうこくかんりきよくちやう けんげん いにん ばあい さいしん
を求めることができます。もっとも、難民認定申請について法務省が調査している間は、
もと ほうむしやう ちやうさ ほうむしやう ちやうさ あいだ
強制送還が行われることはないでしょう。

Ⅲ Q & A

なんみんにていしんせいしや たびたび よ しつもん ぎもん あつ さんしやう
難民認定申請者より度々寄せられる質問・疑問を集めましたので、参照してください。

1) 難民申請を行った後、違反調査に行くように言われた場合、どうすればいいのでしょうか？

たいききやうせいいてつづき しやう さんしやう
退去強制手続の章を参照してください。

ちやうかたいざい ひせい きにゆうこく ばあい なんみんにていしんせいしよ ていしゆつ さい いはんちやうさ ぶもん しゆつとう
超過滞在または非正規入国の場合、難民認定申請書を提出する際、違反調査の部門への出頭
を要請されることがあります。難民認定申請を受理する前にまず入国警備官による違反調査を受
けるようにという説明があるかもしれません。しかし、難民認定申請をおこなう前に退去強制手続が
開始されるのを防ぐために、違反調査前にその場でまず申請を受理してもらうほうが良いでしょう。

2) 難民認定申請には外国人登録証明書も必要ですか？

なんみんにていしんせい がいこくじんとうろくしやうめいしよ ひつやう
難民認定申請の際に、入国管理局が外国人登録をしてから申請することを求めることが報告さ
れていますので、最初に外国人登録をすませましょう。また、住所を移転したにもかかわらず登録
を変更していない場合にも、登録変更が求められます。外国人登録を済ませ、難民認定申請時に
有効な外国人登録証を持っていることを勧めます。

くやくしよ しやくしよ ちほうじちたい うんえい なんみんにていしんせいまえ がいこくじん
ただし、区役所や市役所は地方自治体によって運営されているため、難民認定申請前に外国人
登録を行ったからといって、直ちに収容や退去強制を受けることはありません。

3) オーバーステイ(超過滞在)や非正規入国でも難民認定申請は可能ですか？

かのう げんざい にほん たいざい ひと だれ なんみんにていしんせい かのう ざいりゆうしかく
可能です。現在、日本に滞在している人であれば、誰でも難民認定申請が可能です。在留資格
の有効期限が切れている(在留期間が終了している、更新申請が不許可になっている)場合や
ぎぞうりよけん ひせい きにゆうこく ばあい しんせい かのう しんせい ぼ たいほ
偽造旅券による非正規入国だった場合であっても、申請は可能です。申請したその場で逮捕ある
いは収容されることもありません。

4) 申請に必要な書類が全てそろっているかどうかわかりません。全てそろうまで申請は控えるべきで しょうか？

なんみんにていしんせいご ついか しやうこしりやう ていしゆつ はや しんせいしよ ていしゆつ
難民認定申請後に追加で証拠資料を提出することもできますので、なるべく早く申請書を提出し
た方が望ましいと考えます。

5) 書類が翻訳できない場合、何か問題がありますか？

ほうむしやう にゆうこくかんりきよくがわ ちんじゆつしよおよ た しよるい ほんやく しんせいしや せきにはんい
法務省・入国管理局側では、陳述書及びその他の書類の翻訳は、申請者の責任範囲であるとし
ています。しかし、翻訳には多額の費用がかかるため、実際「全ての資料・書類を翻訳」することは
できないかもしれません。提出された申請書類が英語又はその他の言語で書かれている場合でも、
しんさ さい ひつやう さい にゆうこくかんりきよくがわ ほんやく おも にほんごいがい か
審査する際に必要となれば、入国管理局側で翻訳すると思われれます。ただし、日本語以外で書か
れたものの場合、必ず読んでもらえるという保証はありません。したがって、可能であれば日本語
に訳された書類を提出することを勧めます。まずは周囲の友人、知人に日本語訳をお願いしてみ
てください。

6) 弁護士は必要ですか？

弁護士なしで難民認定申請をすることも可能です。しかし、手続過程において法的アドバイスは有用でしょう。弁護士会で有料または無料の外国人相談を実施しているところがありますので、近隣の弁護士会に相談してみてください。

弁護士を依頼する場合、通常20万円から50万円の費用がかかります(通訳料や交通費などの実費が別途かかることがあります)。弁護士費用を用意できない場合は、扶助制度もありますので、担当の弁護士に相談してみてください。

7) 日本のNGO等ではどのような援助を行っていますか？

難民認定申請者は日本のNGOや政府外郭団体の法的・社会的相談、援助を受けることができます。例えば、難民支援協会(JAR)はUNHCRのパートナーとして難民認定手続、入国管理手続、その他の関連する法律・規則に関して庇護希望者の相談に応じています。JARのソーシャルワーカーは健康管理や就職、住居など難民の日常生活のニーズについても相談、援助を行っています。さらに援助が必要な場合は、JARでアジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)などの関連団体や、日本国際社会事業団(ISSJ)、日本福音ルーテル社団(JELA)などの専門NGOに照会もしています。既に日本政府に対して難民認定申請を行った人は、RHQへ政府の資金援助を求めることができます。

8) 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)はどのような援助を行っていますか？

UNHCR東京事務所では、特に以下の点について日本政府の難民条約履行をモニタリングしています。

- ・国際的保護を必要としている人に対して、庇護手続へのアクセス及び庇護を与えているか
- ・庇護希望者に対し、難民認定申請の結果が出るまで適切な受け入れ状態にアクセスできる状況を与えているか(情報へのアクセス、収容されないこと、必要がある庇護希望者への物資の支援、子供の教育、基本的な医療サービス等)

このため UNHCR は法務省の難民認定手続をモニタリングし、法務省に母国の最新情報を提供しています。また UNHCR はその諮問的役割の一部として入国管理局及び裁判所に難民認定の解釈に関する法的意見を提出しています。

UNHCR は、庇護希望者と難民に援助の提供をするために、難民支援協会(JAR)と事業実施契約をしています。以下のような相談があれば、まず難民支援協会に連絡してください。

- ・難民認定の手続に関する相談
- ・難民認定中の物資の支援に関する相談
- ・司法手続における弁護士の援助
- ・仮放免許可取得における助言
- ・難民認定申請中の日本における生活に関するその他の情報

9) 難民調査官のインタビューとはどのようなものですか？

難民調査官のインタビューは、長時間のインタビューが複数日に渡って行われる場合も多く、申請をできるだけ正確に把握するために数多くの質疑応答がなされます。事実を確認し誤認を防ぐ

ために何度も同じ質問が繰り返されることもあります。質問には正直に答えて、一つ残らず慎重に詳しく状況を説明することが大切です。

調査官のインタビューの際には、申請者の母語を話す通訳者が手配されています。万一、通訳者の能力あるいは政治的姿勢等に疑問がある場合には、勇気を持って、調査官に通訳者を代えるよう、要請してください。必ず有能で公平な通訳者を手配してもらい、意思疎通に誤解のないようインタビューを受けてください。

難民調査官はインタビュー中に日本語でメモを取り、供述調書を作成後、通訳者を介して、そこに書かれている内容を申請者に読み聞かせます。内容の確認後、申請者は供述調書への署名を求められます。

弁護士や知人等の第三者をインタビューに立ち会わせる権利は認められていません。異議の申立てにおいては認められています。

事前準備を怠らず、インタビューに臨むことが大切です。インタビュー前には書類を全てそろえ、陳述書をもう一度読み返してください。難民調査官は陳述書を読み、そこに書かれている内容を参照しながら申請者に質問します。陳述書に記載されていない又は記載されている内容と異なる発言をする場合には、十分な説明が求められます。

10) 難民認定されるまでどのくらいの時間がかかりますか？

認定の場合でも不認定の場合でも、結果が出る場合には、通知があります。結果が出るまでに2年以上を要したケースもあり、審査期間については一概に言えません。しかし、最近では、収容中の場合を除いて、手続が長期化する傾向にあります。

11) 審査中の申請者の立場はどのようなものになりますか？

「短期滞在」の在留資格を持っていて、その期限内に難民認定申請をした場合、結果が出るまで在留資格を繰り返し更新することが入国管理局の慣習となっています。最近では、難民認定申請後は、基本的に「特定活動」に在留資格が変更され、申請から6ヶ月以上経過後には、入国管理局より就労許可を受けることもできます。在留資格の更新には入国管理局へ出向き、難民認定申請書の受理票を提示してください。在留期間の更新には、1回につき4000円の手数料がかかります。

最初の申請の却下後は、有効な在留期間をもたない庇護希望者は収容の対象となることも考えられます。入国管理局が難民申請者の収容をすることはほとんどありませんが、ないと断言できません。

有効な在留資格をもたない間に申請を行った場合、一定の要件を満たせば仮滞在の許可が受けられることになっています。しかし、仮滞在の許可は正式な在留資格ではありません。仮滞在許可期間中は、退去強制手続が停止されます。

現在の法律のもとでは通常、審査中を通して在留資格を得られないままとなります。難民認定申請中という理由では、在留資格を得ることができません。この場合、難民認定申請手続が終了するまで入国管理局が出身国に強制送還をすることはありません。

12) 申請中に政府による援助はありますか？

食費、家賃および医療費の補助としての財政援助と部屋数は限られますがシェルター支援を難民

じぎょうほんぶ (RHQ) 電話: 03-3449-7015 から受けることができます。上記の番号に電話し、相談の予約をしてください。

13) 病気の場合は、どうしたらよいですか？

ほとんどの日本の病院は患者の在留資格や財政状況にかかわらず救急治療をしています。請求はあとでなされ、これらのサービスは無料ではありません。

上記の難民事業本部 (RHQ) からの援助以外には、難民支援協会 (Tel 0120-477-472 / 03-5379-6003) や日本国際社会事業団 (Tel 03-3760-3471) を通じて UNHCR から医療費の援助を受けられることがありますので相談してください。

原則約1年以上の在留資格をもつ申請者は国民健康保険に加入できることもあります。国民健康保健に関しては居住地の区役所もしくは市役所に相談してください。

国民健康保険とは国によって運営されている健康保険システムです。加入した場合、保険証が交付され、これを病院等に提示すれば、診察料が安くなります (ただし、無料にはなりません; 自己負担率は医療費の30%が原則)。保険の加入には、収入に応じた保険料がかかります。

救急医療で非常に高額な費用を請求された場合は、病院のソーシャルワーカー、難民事業本部、難民支援協会、日本国際社会事業団に相談してください。初診が無料もしくは低額となる無料低額医療制度が利用できる場合もあるので、難民支援協会まで相談してください。

14) 子どもの教育はどうしたらよいですか？

在留資格にかかわらず第1学年から第9学年までの初等教育を受けることができます。小学校及び中学校への入学の方法は居住地の区役所もしくは市役所に相談してください。

15) 日本で難民認定申請中に第三国(カナダ、アメリカ合衆国、オーストラリアなど)に行くことはできますか？

庇護希望者は母国に帰れないことが前提とされます。日本は難民条約に加入しているので、日本政府が難民認定申請の処理に管轄権をもちます。日本での保護を求めず、第三国に入国するビザを申請する場合は、その国の大使館・領事館に出向き、適用される条件を確認してください。

最後に...

質問や援助の要請があれば、難民支援協会までご連絡ください。

わたし なんみんにんてい しんせい
私は難民認定の申請をしてから 4年後に難民として認定されました。日本政府は難民としての地位を
にんてい てつづ せつてい わたし けいす にんてい じどうてき
認定する手続きを設定していますが、私のケースでは認定は自動的にはなされませんでした。本来、
せいふ しいてき けつてい なんみんじょうやく もと ようげん てきごう なんみんにんてい
政府は恣意的な決定をしてはならず、難民条約の求める要件に適合すれば難民認定をしなければなり
ません。しかし実際には、自分では迫害のおそれがあると思っても、政府はそれを認めず難民の
ちい あた じぶん せいはくがい おも せいふ みと なんみん
地位を与えないこともあります。自分が危険な状態にあり保護を必要としているということを、政府に
りかい じぶん じぶん きけん じょうたい ほご ひつよう
理解させるのも自分次第であるということをおぼえておくことが大切でしょう。

わたし なんみんにんていしんせい てつづ なが じかん ちょうじかん ちょうさ めんどう てつづ
私の難民認定申請の手続きには長い時間がかかりました。長時間にわたる調査と面倒な手続きに
けつぜん せんねん じぶん じじょう わたし べんごし じっさい じじつ し
決然と専念することが重要でした。私の弁護士によると、実際にあった事実を知っていて、しかも、過去
はくがい ほこく かえ うける であろう 迫害のおそれを証明するために必要な証拠を集められ
るの私自身しかいないのです。弁護士や NGO は私を助けてくれましたが、私が母国に帰れないこ
わたし じしん べんごし わたし たす わたし ほこく かえ
とを日本政府に理解させるのは私次第だったのです。手続きに時間がかかることは、さらに他の問題
にんてい こんなん ま わたし にほん なんみんにんていしんせい まえ しゅうちゅうきよか も
によって困難が増しました。私は日本で難民認定申請をする前に就労許可を持っていなかったため、
しんせいちゅう はたら
申請中はずっと働くことができませんでした。

ちんじゆつしょ しんせいしよるい なか じゅうよう おも わたし じょうきよう わたし こじん
陳述書は申請書類の中でもとても重要だと思えます。私はどんなに状況がひどく私個人を
たーげつと せつめい ほこく かえ わたし お ぐたいてき
ターゲットとしているかを説明しようと思いました。もし母国に帰ったら私に起こるであろうことを具体的に
れい せつめい ごと
例をあげて説明しようと思えました。

いんたびゆー まえ ちんじゆつしょ かなら よ なお いんたびゆー おな しつもん なんと き
インタビューの前には陳述書を必ず読み直しました。インタビューでは同じ質問が何度も聞かれました
わたし しつもん じょうじき ぐたいてき こと
た。私は質問に正直に、そしてできるだけ具体的に答えました。

わたし さいご いんたびゆー ねんご にゅうこくかんにきよく よ だ わたし なんみん にんてい しょうめいしょ
私は最後のインタビューから 1年後に入国管理局から呼び出され、私を難民として認定する証明書
わた
を渡されました。

ふろく にほんごくしゅう
付録 I 日本語句集

I am a refugee. -- *watashi wa nanmin desu*
I cannot go back to my country. -- *watashi wa jibun no kuni ni kaeremasen*
I want to apply for refugee status. -- *nanmin nintei shinsei o shitai desu*
I was persecuted. -- *watashi wa hakugai saremashita*
It is dangerous. -- *kiken desu*
Appeal〈to the refusal of refugee status〉 -- *igi moushi-tate*
application form -- *shinsei youshi*
deportation -- *taikyo kyousei* or *kyousei soukan*
detention -- *koukin* or *shuuyou*
family -- *kazoku*
government -- *seifu*
human rights -- *jinken*
human rights violation -- *jinken shingai*
Immigration Office -- *nyuukoku kanri-kyoku* or *nyuukan*
lawyer -- *bengoshi*
persecution -- *hakugai*
political party -- *seitou*
race -- *jinshu*
receipt 〈of application〉-- *juri-hyou*
refugee -- *nanmin*
Refugee Inquirer -- *nanmin chousa-kan*
refugee recognition -- *nanmin nintei*
refugee recognition procedure -- *nanmin nintei tetsuzuki*
Regional Immigration Office -- *chihou nyuukoku kanri-kyoku*
refusal of refugee status -- *nanmin fu-nintei*
religion -- *shuukyoku*
Tokyo Immigration Office -- *Tokyo nyuukoku kanri-kyoku* or *Tokyo nyuukan*
torture -- *goumon*
trial 〈of Judicial Court〉-- *saiban*
UNHCR -- *kokuren nanmin koutou benmu-kan* or simply UNHCR

ふ ろ く じゅうしょ れんらくさき
付録 II 住所・連絡先

国連難民高等弁務官(UHCR) 駐日事務所

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 UNハウス(国連大学ビル)6F
TEL: 03-3499-2075 Fax: 03-3499-2272 <http://www.unhcr.or.jp>
オフィスアワー: 10時～18時

(財)アジア福祉教育財団(FWEAP)・難民事業本部(RHQ)

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27
TEL: 03-3449-7011 Fax: 03-3449-7016

■ 関西支部

〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18 日本生命神戸駅前ビル11階
TEL: 078-361-1700 Fax: 078-361-1323

入国管理局

■ 東京入国管理局 (2003年2月より、大手町・十条の庁舎が統合されて港区に移転しました。)

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
TEL 03-5796-7111

横浜支局

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎
TEL 045-661-5110

成田空港支局

〒282-0004 千葉県成田市古込字古込1-1 成田国際空港内第2旅客ターミナルビル6階
TEL 0476-34-2222

■ 大阪入国管理局

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53
TEL 06-4703-2100

関西空港支局

〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中
TEL 072-455-1453

神戸支局

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎
TEL 078-391-6377

■ 名古屋入国管理局

〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18
TEL 052-559-2150

■ 広島入国管理局

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館11階
TEL 082-221-4411

■ ふくおかにゆうこくかんりきょく
福岡入国管理局

〒812-0003 ふくおかけんふくおかしはかた くしもうすい 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 ふくおかくこうこくないせんだい 福岡空港国内線第3ターミナルビル
TEL 092-623-2400

■ な はしきょく
那覇支局

〒900-0022 おきなわけん な はし ひがわ 沖縄県那覇市樋川1-15-15 な は だいいち ち ほうごうどうちょうしゃ 那覇第一地方合同庁舎
TEL 098-832-4185

■ せんだいにゆうこくかんりきょく
仙台入国管理局

〒983-0842 みやぎけんせんだいしみやぎのくごりん 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 せんだいだいにほうむごうどうちょうしゃ 仙台第二法務合同庁舎
TEL 022-256-6076

■ さっぽろにゆうこくかんりきょく
札幌入国管理局

〒060-0042 ほっかいどうさっぽろしちゅうおうくおおどおにし 北海道札幌市中央区大通り西12 さっぽろだいさんごうどうちょうしゃ 札幌第三合同庁舎
TEL 011-261-7502

■ たかまつにゆうこくかんりきょく
高松入国管理局

〒760-0033 かがわけんたかまつしまるのうち 香川県高松市丸の内1-1 たかまつほうむごうどうちょうしゃ 高松法務合同庁舎
TEL 087-822-5852